

| | |
|------------------|---|
| Title | アダム・ スミスと輸出奨励金 |
| Sub Title | Adam Smith on the bounties upon exportation |
| Author | 羽鳥, 卓也 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1991 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.4 (1991. 1) ,p.801(1)- 821(21) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19910101-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 小特集 : アダム・ スミス没後200年 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910101-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アダム・スミスと輸出奨励金

羽鳥卓也

- 1 初期スミスの輸出奨励金批判
- 2 『国富論』初版の輸出奨励金批判
 - 2.1 国産商品一般の輸出奨励金について
 - 2.2 穀物輸出奨励金について
- 3 『国富論』第2・3版の改訂・増補
 - 3.1 第2版の改訂
 - 3.2 第3版の改訂・第1論点
 - 3.3 第3版の改訂・第2論点

1 初期スミスの輸出奨励金批判

アダム・スミスが『国富論』の執筆よりもかなり早い時期から重商主義政策に対して批判的所見を提出していたことは、よく知られている。しかし、この政策の個々の局面についての観察において、スミスの見解のすべてが終生不変であったというわけではない。例えば、当時のイギリスの穀物輸出奨励金の制度に対する彼の論評の仕方は、1760年代前半期から1776年に刊行される『国富論』へかけて大幅に変更されている。こういう事情を考慮すると、われわれはスミスの重商主義政策に対する批判的所見を正確に理解するためには、可能なかぎり、彼の見解の変遷を明らかにしておく必要があるだろう。われわれはここでは、その作業の一環として、1760年代前半期から『国富論』第3版（1783年刊行）へかけての、⁽¹⁾重商主義の輸出奨励金制度に対するスミスの論評における見解の変遷を明らかにすることに努めたい。

さて、1760年代前半期のスミスの見解は、『国富論の初期の草稿』のなかの「交換の法則、つまり商品の価格を規定する諸事情について」と題する第3章のなかに次のように記されている。かなり難解だが、後ほど説明を加えることにして、引用しておこう。

注（1） この論文で利用するスミスの諸著作は以下の通りだが、それぞれ次の略号を用いる。

ED: *Early Draft of The Wealth of Nations.*

LJ(A): *Lectures on Jurisprudence: Report of 1762-63.*

LJ(B): *Lectures on Jurisprudence: Report dated 1766.*

WN: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations.*

ただし、テキストには *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith.* に収録されたものを使用する。なお、『国富論』については、あわせてキャナン版第5版の頁数をも併記することにする。

「いかなる国でも、勤勞の自然的均衡 *natural balance of industry* と呼びうるものがある。すなわち、人々の間には、その仕事に対する需要に正確に比例して、各種の仕事に従事する傾向がある。この均衡を破壊する傾向があるものは、それがある種の勤勞に異常な妨害を与えることによってであれ、あるいはある種の勤勞に異常な奨励を与えることによってであれ、いずれの場合も、国民の富裕、つまり社会の富裕を害する傾向がある。……ある種の財貨の輸出または製造に対する奨励金について。奨励金は確かにそういう財貨をより安価にする傾向がある。なぜなら、社会がその価格の一部分を支払うからである。しかし、それは他のすべての財貨をより高価にする傾向があって、全体としては、商品価格を高める傾向がある。穀物奨励金について。それは穀物価格を引き下げてきたのであり、ひいては穀物農場の地代を引き下げる傾向がある。それは牧草地の面積を減らすことによって、牧草地の地代を高め、肉の価格・干し草の価格・馬の飼育費を高め、その結果運送の価格を高める傾向があり、そのためその国の国内商業全体はそれだけ妨害されるにちがいない。」(ED, *Works*, V, p. 575.)

引用文中の「穀物奨励金について……」以下の文章は難解だが、その前の文章の意味はそれほど難解ではないように思われる。しかし、『草稿』とほぼ同じ時期にスミスがグラスゴウ大学で行った『法学講義』では、彼は同じ問題を、『草稿』よりもいっそう分かり易く説明しているから、紹介しておこう。

『法学講義』のなかでも、輸出奨励金は国民経済に悪影響を及ぼすと説かれている。彼の見解によれば、イングランドの粗製亜麻布や穀物に対して輸出奨励金が交付された場合、これらの商品は国外市場でそれらの物の自然価格を下回る価格で販売されるようになるから、これらの物の国外市場は拡大されて、その結果、これらの物の生産は奨励されることになるにちがいない。しかし、それと同時に、奨励金による特定の産業部門の人為的奨励は、社会における「勤勞の自然的均衡を覆すことによって、その国民の富裕を害することになる」というのである。

さらに、彼によれば、一国民のなかの産業活動に従事することのできる人々の数は、その国が保有する食料・衣料その他の必需品のストックの量によって制約されている。なぜなら、分業がひろく展開されている社会では、亜麻の栽培人や麻糸の紡ぎ手は彼らの生産物を即時に換金できるわけではなく、換金できるまでの間、亜麻布製造業者の保有するストックによって生活を扶養されるほかないからである。してみると、亜麻布に対する輸出奨励金は、国産亜麻布の輸出市場を拡大することによって、亜麻布製造部門の発展を刺激することになるけれども、それによって、この産業部門はこの国の食料・衣料その他の必需品のストックのなかから、奨励金がなかった場合よりもいっそう多くを引き抜き、その結果、それ以外の全産業部門が引き出しうるストックを減少させることによって、それらの部門の就業人口の減少と生産規模の縮小とを引き起こす。そこで、亜麻布に対する奨励金は、国産亜麻布の生産の発展と改良とを奨励することによって、将来その自然価格そのものを以前よりも低下させることになるけれども、それと同時に、亜麻布以外の全国産商品の価格を、以前よりも高める結果になるというのである。(cf. LJ (A), *Works*, V, pp. 364-6; LJ (B), *Works*,

V, pp. 498-9.)

われわれは次に、『講義』のなかの穀物輸出奨励金の効果に関する議論を紹介することにしよう。この議論は、さきほど引用した『草稿』の文章の後半部分の含意をわれわれに教えてくれるように思われる。

スミスによれば、政府は穀物輸出奨励金を設定するにあたって、地主たちに対して次のように説いた。奨励金は地主たちのために穀物の新しい国外市場を創出して、国内の穀物農場の地代を増加させることになるだろうから、彼らは少しも損失を被ることなしに地租を負担することができるだろう、と。なるほど、奨励金が設定されてからしばらくの間は、その通りの結果が生じた。すなわち、奨励金の効果で需要が増大したために、国内で穀物価格の上昇に刺激されて、多くの荒れ地が耕作に動員され、既耕地の改良にも拍車がかかったので、やがて穀物価格は低下するようになり、穀物農場の地代も低減するようになった。しかし、穀価の上昇が耕作の拡張を引き起こしていた時、牧草地が穀物農場に転換されたから、牧草の産出量は減少し、牧草の価格は高騰し、その結果、牧草地の地代は上昇した。だが、こういう牧草の価格の騰貴は、家畜の飼育費を増大させて食肉の価格を高めるとともに、馬の飼育費の増加によって、国内の陸上運送費を増大させることになるだろう。「そこで、わが王国の内陸商業は大いに妨げられることになる。商品市場はいつそう制限されるようになり、競争は減退する。これは必然的に富裕つまり豊かさを減らす。したがって、いかなる奨励金も与えず、いかなる妨害も加えずにすべてを自然の成り行きに委ねることが最良の政策であろう。」(cf. LJ(A), *Works*, V, p. 366; LJ(B), *Works*, V, p. 499.)

以上で明らかになったように、1760年代前半期のスミスは、輸出奨励金が国民経済に及ぼす一般的效果を次のように説明していた。彼の説明によると、奨励金は、それが与えられた産業部門の発展と改良とに貢献するけれども、それと同時に、それ以外の全産業部門を萎縮させることになる。奨励金の制度は、経済活動が個人個人の自由に委ねられていた時に成立する各種産業部門への食料その他の必需品のストックの配分比率を変更させ、奨励金が与えられる特定部門にはより多くのストックを配分し、他の部門にはより少ないものを配分することになるから、結局、この制度は社会の「勤労の自然的均衡」を破壊することによって国富の増進を妨げることになる、というのである。

さらに、穀物輸出奨励金が引き起こす特別の効果について、当時のスミスが次のような意見もっていたことに特別の注意が払われなければならない。スミスによれば、奨励金は穀物の海外市場の拡張に役立つだろうから、奨励金が設定されてからしばらくの間、それは国内の穀物価格を高めて穀物農場の地代を増大させるので、国内の穀物生産の拡張と改良とを奨励するだろう。その結果、やがて国内の穀物価格は奨励金交付以前よりも低下することになり、穀物農場の地代も低下するだろう。こうして奨励金の長期的効果は穀物生産の豊富と廉価とをもたらすだろう。けれども、このような穀物生産の拡張過程は牧草地の穀物農場への転換を引き起こすから、牧草の不足と価格騰貴とが馬の飼育費や内陸運送費の高騰を招くことによって、結局のところ、国民経済全体にとってはマイナスの効果のほうが大きくなる、⁽²⁾というのであった。

2 『国富論』初版の輸出奨励金批判

2.1 国産商品一般の輸出奨励金について

スミスは『国富論』第4編第5章で、輸出奨励金の効果について考察するが、初版のテキストにおける彼の所見は以下の通りである。

——奨励金は貿易差額の獲得をめざす重商主義の商品輸出の奨励の一方策だが、奨励金が交付される産業部門は、奨励金なしでは、その生産物を国外市場に持ち出すのに要する費用を回収するとともに平均利潤を獲得することができないと思われるような部門であって、奨励金は、こういう産業を継続して営むことができるように、あるいは新たに創業することができるように奨励するために、その産業の生産物の輸出に対して国家が交付するものである。(cf. WN, *Works*, II, p.505; WN, ed. by Cannan, II, pp.7-8.)

してみると、奨励金の交付を受けて営まれている産業部門は、もし奨励金が交付されなくなれば、直ちに資本の流出を招いて事業の規模を縮小してしまうことになるだろう。なぜなら、奨励金がないければ、その部門はとうてい平均利潤をあげ続けることができないだろうからである。こういう事情を考えれば、次のように言うことができる。「奨励金の効果は、重商主義の他の方策の効果と同様に、一国の貿易を、それが自発的に自然に流れ込む水路よりもはるかに有利でない水路に強いて流し込むことにしかならないのである。」(WN, *Works*, II, pp.505-6; WN, ed. by Cannan, II, p.8.)

「どんな国産品に対する輸出奨励金も、第一に、重商主義のあらゆる方策に対して向けられる一般的な異議にさらされざるをえない。この異議によれば、奨励金はその国の勤労の一部分を、それが自発的に流れ込む水路よりも利益の少ない水路に強いて流し込むものだというのである。そして、それは第二に、その勤労のこの部分を、利益のより少ない水路に流し込むだけでなく、実際に不利

注(2) 『講義』のなかのスミスの穀物輸出奨励金の論評については、すでに新村聡氏のすぐれた考察があるから、あわせて参照されたい。cf. 新村「スミス価値論の成立過程」(早坂忠編『古典派経済学研究Ⅲ』1986) pp.158-63.

ただ、氏の次の指摘は疑問である。氏はいう。「スミスの奨励金批判は、深刻な理論的アポリアを内包していた。スミスが奨励金を批判する最大の根拠は、家畜価格の上昇である。これは、奨励金が『しばらくの間は』穀物の価格と穀物農場の地代とを高め、その結果、放牧地が減少したためにもたらされたものであった。ところが、……スミスは長期的には、『奨励金の効果が穀物の価格を引き下げ』、『穀物の価格が下がると、農場の地代も下がる』と考えていた。もし穀物農場の地代の低下が続けば、こんどは逆に穀物農場が牧草地へと転換され、家畜の価格は下落することになるだろう。スミスの論理を忠実にたどれば、穀物輸出奨励金の効果としての家畜の価格の上昇は短期的なものであり、長期的な穀物価格の下落と両立しないはずなのである。」(新村, 同上論文, pp.159-60.)

しかし、この時期のスミスは、奨励金の作用によって穀物の販路がひろがった結果として、その市場価格がその自然価格を上回っている期間について、穀物生産の拡張と牧草地の減少とが進行すると説き、奨励金の短期的効果としての、『勤労の自然的均衡』の破壊を批判していたにすぎなかったのではないだろうか。彼が、奨励金の作用による穀物生産の拡張と改良の長期的結果として、穀物価格が低下することになるだろうと述べた時、彼は穀物の市場価格のその自然価格への低下ならびにその自然価格そのものの低下のことを言っていたにすぎなかったように思われる。

益を生む水路に強いて流し込むという特殊な異議にさらされざるをえない。なぜなら、奨励金によってしか営まれ得ないような貿易は、必ず損失を出す貿易であるからである。」(WN, *Works*, II, p. 516; WN, ed. by Cannan, II, pp. 17-8.) —

『国富論』初版における輸出奨励金に対する批判的所見の内容は、以上に紹介したかぎりでは、1760年代の彼の見解と比べて、基本的には変化していないようである。すなわち、一国における各種産業への資本の配分は、個々人の経済活動が自由に放任されている場合に最も効率よく達成されるはずであるのに、奨励金はその配分の仕方を変更させる。すなわち、奨励金は確かにそれが与えられる産業部門の生産の奨励に役立つけれども、そのため他の部門から資本が引き抜かれることによって、国民経済全体にとってはむしろマイナスの効果のほうが大きい。なぜなら、奨励金によってはじめて営むことができるような部門は、奨励金がなければ必ず損失を出す部門であるにちがいないから、そういう部門を人為的に奨励するために、通常有利に営まれている諸部門から資本を流出させることは、その国の資本の配分方法の劣悪化を引き起こすからだというのである。

2.2 穀物輸出奨励金について

スミスは『国富論』では、国産製造品の輸出奨励金の効果と穀物輸出奨励金の効果とは重大な違いがあるという見解を提出している。そして、『国富論』のなかの穀物輸出奨励金の効果についての論述は、1760年代のスミス自身の所見とは大きく異なるものに変化している。『国富論』第4編第5章のテーマは輸出奨励金問題であるが、この章で最も大きな頁数が割かれたのは穀物奨励金の効果についての検討である。『国富論』は穀物奨励金の効果について、次のような評価を与えることから議論しはじめている。

——重商主義の原理では、奨励金が設定されて以来、穀物の輸出価格総額は輸入価格総額をはるかに超過するようになったし、またその超過額は、この期間に支払われた奨励金全額よりもずっと多いという事実こそ、奨励金制度が国民経済にとって有利な働きをしている証拠である、と説明されている。しかし、この議論は、奨励金による輸出貿易のための出費として、その出費の一部分しか計上しないという誤りに立脚して展開されたものである。この穀物輸出のための出費としては、「この穀物を生産するために農業者が使用した資本も、同様に計算にいれなければならない。外国市場での穀物の販売価格が、奨励金だけでなく、この資本をも資本の通常利潤とともに回収するのでなければ、この社会はその差額だけ損失を出すことになる。つまり、国民の資本はそれだけ減少することになる。」(WN, *Works*, II, p. 506; WN, ed. by Cannan, II, p. 8.) —

それなら、穀物奨励金は農業生産の拡張と改良とを推進することによって、将来穀物価格を低下させることになるだろうか。むろん、当時の穀物奨励金擁護論者はそういう評価を与えている。スミスは彼らの評価に反対して、次のように言う。その文章を引用文 I として掲げておく。

引用文 I 「穀物の平均価格は、奨励金の設定以来、かなり低落してきたと言われている。穀物の平均価格は、前世紀の末頃にやや低落しはじめたが、今世紀のはじめの64年間を通じて低落しつづ

けたのであって、このことは、私もすでに明らかにしようと努めたところである。しかし、たとえこの出来事が私の信ずる通り事実であるにしても、これは奨励金があったにもかかわらず起こったものにちがいないのであって、奨励金の結果として起こったものではとうていありえない。」(WN, *Works*, II, pp. 506-7; WN, ed. by Cannan, II, pp. 8-9.)

穀物奨励金擁護論者は近年の穀物価格の低下を奨励金の効果とみなしているが、スミスはこの見解を否認する。スミスによれば、奨励金は豊作の年には異常に多量の輸出を引き起こすため、穀物の国内価格は、奨励金がない場合に形成されるはずの価格水準よりも必ず高く吊り上げられる。そして、豊作の年にこのように多量が輸出されるから、その年に生産された穀物の余剰は、不作の年の国内の欠乏を緩和するのに役立つ。その結果、不作の年の穀物の国内価格もまた、奨励金がない場合よりも高く吊り上げられることになる、というのである。(cf. WN, *Works*, II, p. 509; WN, ed. by Cannan, II, p. 9.)

ところで、ここでスミスは奨励金の作用によって穀物の国内価格が上昇するということを認めていた。それなら、こういう穀物価格の上昇は農業生産を奨励することになるのではないだろうか。当時の奨励金擁護論者はまさにそう考えた。彼らの意見では、奨励金は農業者に対して耕作の実状から期待できるよりも高い穀物価格を保証することによって農業に奨励を与え続けることになるから、しばらく時間が経過すれば、耕作の拡張と改良とがすすみ、その結果、やがて穀物価格は奨励金設定以前よりも低い水準にまで低下するにちがいない、というのである。(cf. WN, *Works*, II, pp. 507-8; WN, ed. by Cannan, II, p. 9.)

ところで、興味深いことには、1760年代のスミスはこの論点では、穀物奨励金擁護論者の見解と基本的には同じ意見をもっていたのであって、その点はわれわれが前節で知ったところである。すなわち、当時のスミスは、奨励金が国内の耕作の拡張と改良とに役立つことによって、しばらくの時間の経過の後には、穀物の国内価格を低下させることになる、という擁護論者の意見と同じ所見を述べていた。ただし、そのうえで、当時のスミスは、このような穀物生産に対する人為的奨励は穀物以外の諸商品の生産を妨げ、国民経済全体にとってはむしろマイナスの効果を生ずると主張することによって、結論においては擁護論と真っ向から対立していたのであった。

しかし、『国富論』のスミスは、奨励金が国内の耕作の拡張と改良とに役立つことによって、やがて穀物価格を低下させるにちがいないという見解を否認するようになった。『国富論』は、奨励金の交付によって引き起こされる穀物価格の上昇がけって穀物生産を奨励することにはならない、という新見解を提出して、次のように述べている。

引用文Ⅱ「私の回答はこうである。もし奨励金の効果が穀物の真の価格 *real price* を上昇させることであれば、つまり、穀物の等量が農業者をして、これまでよりも多数の労働者を……維持することを可能にするのであれば、奨励金による穀物価格の上昇が穀物の生産を奨励するというのは、事実であろう。だが、奨励金であろうと、その他のどんな人為的制度であろうと、こういう効果をけってあげられないことは明らかである。奨励金によって少しでも影響を受けるものがあるとす

れば、それは穀物の真の価格ではなく、その名目価格だけなのである。」(WN, *Works*, II, p. 509; WN, ed. by Cannan, II, p. 11.)

スミスの新見解によれば、奨励金の設定は確かに穀物の国内価格を上昇させるように作用するけれども、しかし、この場合の穀物価格の上昇はもっぱらその名目価格の上昇を意味するにすぎないのであって、けっしてその「真の価格 real price」の上昇を意味するのではない。なぜなら、このように名目価格が上昇しても、一定量の穀物の支配労働量が増加するわけではないからだというのである。

スミスは引用文Ⅱのなかで、穀物の「真の価格 real price」と言う語を、後掲の引用文Ⅲのなかの、穀物の「真の価値 real value」と全く同じ意味で使っていたようであって、穀物の「真の価値」とは、穀物の支配労働量で正確に測定されるものと考えていたようである。それなら、スミスは、奨励金の設定が穀物の国内価格を上昇させるということを承認していたのに、どうして穀物の一定量が値上がりしながら、その支配労働量を増加させない、と説いたのだろうか。この論点に関するスミスの説明を知るために、以下に『国富論』から二つの文章を引用しなければならない。

「穀物の貨幣価格は労働の貨幣価格を規定する。なぜなら、労働の貨幣価格は、つねに、労働者が自分自身および家族を扶養するのに足りるだけの分量の穀物を購買できるほどのものでなければならぬからである。……」(WN, *Works*, II, p. 509; WN, ed. by Cannan, II, p. 11.)

「穀物の貨幣価格は、土地の原生産物のなかの穀物以外のすべての部分の貨幣価格を規定する。それらの物の貨幣価格は、改良のどの時期にも、穀物の貨幣価格に対してある一定の比率を保つにちがいない。……／穀物の貨幣価格は、土地の原生産物のなかの穀物以外のすべての部分の貨幣価格を規定することによって、〔ほとんど〕⁽³⁾すべての製造業の原料の貨幣価格を規定する。穀物の貨幣価格はまた、労働の貨幣価格を規定することによって、製造業の技能と勤労との貨幣価格を規定する。そこで、それは製造業の原料と労働との双方の価格を規定することによって、完成製造品の貨幣価格を規定する。そこで、労働の貨幣価格および土地か労働かどちらかの生産物であるすべての物の貨幣価格は、必然的に穀物の貨幣価格に比例して騰落するにちがいない。」(WN, *Works*, II, pp. 509-10; WN, ed. by Cannan, II, pp. 11-2.)

これら二つの引用文から分かるように、スミスは、社会の富裕の増進が急速であるか緩慢であるかのちがいでによって実質賃金には多少の差異が生ずるけれども、富裕の増進の速度が一定であれば、その社会の実質賃金はほぼ一定であり、しかも穀物はつねに労働者の生活必需品の第1位におかれなければならぬものなのだから、穀物価格の騰落は必然的にそれに応ずる貨幣賃金の騰落を引き起こす、と考えている。そして、スミスは、穀物価格が穀物以外のすべての原生産物の価格を規定するため、穀物価格の騰貴に伴って牧草・干し草・食肉・馬の飼育費の値上がりを引き起こし、その結果として国内陸上運送の費用を上昇させる、と考えている。したがって、スミスの考えでは、ほとんどすべての製造業の原材料の価格は穀物価格の上昇とともに上昇するということになり、他方

注(3) 引用文のなかの〔 〕内の語は、原典第2版で加筆・挿入されたものである。

で穀物価格の上昇とともに労働の価格もまた上昇するというわけだから、その結果として完成製造品の価格もまた上昇するということになる。物価は賃金に連動する、というわけである。

こうしてみると、スミスの意見では、奨励金の設定による穀物の国内価格の上昇は、穀物以外の諸商品（穀物以外の原生産物であれ、製造品であれ）に対する相対価格をけっして引き上げるものでもないし、穀物の支配労働量を増大させるものでもない、ということになる。そうだとすると、奨励金の設定による穀物の国内価格の上昇が地主の獲得する貨幣地代を増大させるにしても、その増大した貨幣額の国産商品に対する購買力は少しも増大しないということになるだろうから、地主の経済的地位も少しも改善されないということになるだろう。（cf. WN, *Works*, II, p. 510; WN, ed. by Cannan, II, p. 12.）

スミスによれば、奨励金による穀物の国内価格の上昇は、穀物以外のすべての国産商品の価格の上昇を引き起こす。だから、この場合の穀物価格の上昇は、その他の国産商品に対する相対価値を高めるわけではなく、ただ穀物をはじめとする国産商品の銀に対する相対価値を高めたにすぎない。つまり、大ブリテンにおける穀物輸出奨励金の制度の制定は、この国の銀の価値を低下させる結果になったにすぎない、というのである。だから、彼は次のように述べている。

引用文Ⅲ「奨励金の真の効果は、穀物の真の価値 *real value* を高めることではなく、むしろ銀の真の価値を低下させることである。つまり、それは等量の銀と交換される穀物の分量を減少させるばかりでなく、他のすべての〔国産の〕商品⁽⁴⁾の分量を減少させもする。なぜなら、穀物の貨幣価格が他のすべての〔国産の〕商品⁽⁴⁾の価格を規定するからである。」（WN, *Works*, II, p. 509; WN, ed. by Cannan, II, p. 11.）

この引用文Ⅲによると、大ブリテンの穀物輸出奨励金の制度は穀物の国内価格を上昇させたけれども、それにはこの国の労働の価格と穀物以外の国産商品の価格との上昇が随伴した。だがこれは、銀が外国の生産物であるため、銀の価格が穀物価格の上昇によって影響されなかったこと、この国で銀の労働や国産商品に対する購買力が減少したこと、つまり銀の「真の価値」（＝銀の支配労働量）が低下したことを意味するにすぎない、というのである。してみると、大ブリテンは奨励金の制度を設けることによって、銀の価値を低下させ、自国の穀物・労働・製造品などの価格を他の国々の物価よりも高めたことになる、というのである。だから、スミスは次のように言明する。

「しかし、ある特定の国の特有の状況ないし政治制度の結果であるため、その国にしか起こらない銀の価値の低下は、きわめて重大な事柄である。それは、誰かを以前よりも真に富裕にするどころか、万人を真に貧しくする傾向がある。この場合には、あらゆる商品の貨幣価格の上昇がこの国に特有のものとなるが、これはその国内で営まれるあらゆる種類の産業を多かれ少なかれ妨げる傾向がある。そして、それは他の国民がほとんどすべての財貨を、この国自身の職人よりもいっそう少量の銀とひきかえに供給することによって、国外市場においてだけでなく国内市場においてさえも、この国自身の職人よりも安値で販売することを可能にする傾向がある。」（WN, *Works*, II, p. 510;

注（４） 引用文Ⅲのなかの二か所の〔 〕内の語は、どちらも原典第２版で加筆・挿入されたものである。

WN, ed. by Cannan, II, pp.12-3.)

この引用文によると、スミスの意見では、奨励金による穀物の国内価格の上昇は、けっしてこの国の農業者や地主に利益をもたらさないだけでなく、この国の製造業をも阻害しさえするというのであろう。結局のところ、スミスの意見では、穀物輸出奨励金の制度から利益を引き出すことができるのは、穀物貿易商人だけだというのである。そのわけは、奨励金の効果は、奨励金がない場合に比べて、豊年の穀物輸出量と凶年の穀物輸入量とを、ともに増大させる傾向があるので、穀物貿易商人だけはより多大な利益をあげる機会に恵まれることになるからだ、というのである。(cf. WN, *Works*, II, p.514; WN, ed. by Cannan, II, p.16.)

さて、スミスは上述してきたところを整理して、次のような結論を引き出す。すなわち、同じ輸出奨励金といっても、製造品に対するものと穀物に対するものとは、該当する産業および国民経済全般に及ぼす効果には重大なちがひがある、というのである。

引用文IV「わが国の農村の地主が外国の穀物の輸入に対して、平年作の時には輸入禁止に等しくなるような高率関税を賦課し、さらに輸出奨励金を設定した時、彼らはわが国の製造業者の行動をまねたように思われる。彼らは前者の制度によって、国内市場を独占し、後者の制度によって、国内市場が彼らの商品で在貨過剰になるのを防止しようと努めたのである。……多分彼らは、自然が穀物と穀物以外のほとんどすべての種類の財貨との間に設けた重大かつ本質的な相違に注意を払わなかったのであろう。われわれが国内市場の独占によるか、あるいは輸出奨励金によるかして、わが国産の毛織物または亜麻布の製造業者が彼らの財貨を、それらの制度がない場合よりもいくらか高い価格で売ることができるようにする時には、われわれはそれらの財貨の名目価格だけではなく、その真の価格 *real price* をも引き上げることになる。……われわれは実際に、それらの製造業を奨励しているのであり、この国の勤労のうち、おそらく自発的に流れ込む量よりもいっそう多量の勤労をそれらの製造業にふりむけるのである。しかし、われわれはこれと類似の制度によって、穀物の名目価格、つまりその貨幣価格を引き上げても、その真の価値 *real value* を高めることにはならない。われわれはわが国の農業者や農村の地主の真の富や真の所得を増加させることにはならない。われわれは穀物の生産を奨励することにはならない。なぜなら、われわれは彼らが穀物の生産に維持し雇用する労働者を増加させることを可能にするわけではないからである。事物の本性は穀物に対して、いかなる人為的的制度も変えることのできない真の価値 *real value* を刻み付けている。いかなる輸出奨励金も、いかなる国内市場の独占も、その価値を引き上げることはできない。」(WN, *Works*, II, p.515; WN, ed. by Cannan, II, pp.16-7. ただし、引用文中の下線は引用者の施したもの。)

スミスの意見では、大ブリテンにおけるある特定の製造品に対する輸出奨励金は、当該製造品の価格を上昇させることによって、この国の商人および製造業者の利益を増進させて、この製造業の発展を促進する役割を演じたけれども、そのために大ブリテンでは他の産業部門から資本が引き抜かれることになった。奨励金によって引き起こされる産業諸部門間の資本の流出入は、社会の成員

個々人の経済活動が自由に放任される場合に実現されるその社会の自然的産業構造を歪めることになって、国民経済全般に対してはむしろマイナスの効果を生ずる、というのであった。だが、スミスは穀物輸出奨励金の効果については、次のように論述した。

穀物奨励金の効果は、穀物の国内価格を吊り上げることになったけれども、大ブリテンの地主や農業者の利益をほとんど増加させることがなかった。その結果、奨励金によっては、農業生産が奨励されることもなかったし、農業改良が促進されることもなかった。なぜかという、奨励金によって引き起こされた穀物価格の上昇は、一方では穀物以外のあらゆる原産物の価格の上昇を伴うことになったし、他方では労働の価格の上昇を伴うことになったため、すべての製造品の価格の上昇をも引き起こしたからである。このような場合には、穀物価格の上昇によって貨幣地代や農業者の貨幣利潤が増加しても、他の商品の価格も同時にほとんど同じ比率で上昇しているのだから、地主や農業者の実質購買力は少しも増加しなかったということになるだろう。

それなら、穀物の場合と製造品の場合とで、なぜ輸出奨励金の効果はこれほど大きく違うのだろうか。スミスの所見によると、その理由は、穀物価格が他のあらゆる種類の商品や労働の価格を規定するからである。なるほど異なる時代、異なる国では、社会の資本蓄積の進行速度の差異に応じて、さまざまな社会の実質賃金の高さには多少の差異がある。しかし、ある特定の社会のある限定された期間については、実質賃金の水準はほぼ一定であろう。ところが、穀物は労働者の生活必需品の第1位におかれるものであるから、実質賃金一定のところでは、穀物の一定量はほぼ同一量の労働を支配するだろう。だが、スミスにとっては、同一量の「労働」の価値が不変であり、一定量の穀物の「真の価値」が近似的に不変であるということは、すでに『国富論』第1編第5章で論証済みの命題であった。⁽⁵⁾したがって、スミスの意見によると、奨励金によって穀物価格を人為的に吊り上げたところで、穀物の「真の価値」を引き上げることはできない。だから、穀物価格の上昇とそれに伴う他の商品や労働の価格の上昇は、大ブリテンにおいて銀の価値が他の国々でよりも低下したということの意味するにすぎない、ということになるだろう。

スミスによれば、奨励金による製造品価格の吊り上げは、それが労働や他の商品の価格の上昇を伴うわけではないから、製造品の労働や穀物に対する相対価格を引き上げたのに対して、穀物の価格は労働や他の国産商品の価格を規定するために、奨励金による穀物価格の吊り上げは労働や他の国産商品の価格上昇を伴うことによって、穀物の労働や他の国産商品に対する相対価格を引き上げることができなかった、というのであり、このような国産商品全般の価格騰貴は大ブリテンにおける穀物奨励金の作用によって引き起こされた銀の価値の低下を意味するものと考えらるべきだというのである。

以上に論述してきたところを簡略にとりまとめておこう。——1760年代前半期にはスミスは、穀物輸出奨励金の作用も、製造品の奨励金のそれと同様に、奨励金が交付された産業部門を振興する

注(5) 穀物を近似的な価値尺度とみるべきだというスミスの命題については、拙著『「国富論」研究』(1990年刊)第1章第4節参照。

のに役立つけれども、その代わりにそれ以外のすべての産業部門を衰退させるのであって、結局は社会の資源の配分を劣悪化させることになる、という批判を加えたのであった。

ところが、『国富論』初版では彼は、製造品の輸出奨励金の作用については、以前と全く同じ見解を提出しつづけていたけれども、穀物奨励金の作用については、以前と大きく異なる所見を提出した。彼の新見解によれば、穀物奨励金は穀物生産の振興そのものにさえ少しも役立たないというのであった。

この見解の変更は、『国富論』でスミスが、「労働」という商品のみが唯一の価値不変の商品であり、また国富増進の速度がほぼ一定である場合には、実質賃金はほぼ一定であるため、労働者の生活必需品の第1位にある穀物の同一量は近似的に同一量の労働を支配するから、たとえなんらかの人為的方策によって穀物価格をどれほど変動させることに成功しようとも、それによって穀物の「真の価値」を変動させることはできない、という命題を定立したことにもとづいている。したがって、1760年代前半期から『国富論』初版へかけてのスミスの穀物奨励金批判における見解の変更は、彼が『国富論』で初めて支配労働量＝価値尺度説を提出し、その系論として一定量の穀物の「真の価値」は近似的に不変だという命題を樹立したことにもとづいている、といえるだろう。

以上、われわれは原典の初版のテキストにもとづいて、第4編第5章の論述の基本線をあとづけてきたが、初版のこの章の論述だけに考察の範囲を限定すると、スミスの所論には一つ説明不足の論点がひそんでいたように思われる。読者は彼の議論をあとづけた後で、次の論点について彼がなんの説明も加えていなかったことに気付くだろう。

引用文Ⅰには、大ブリテンでは奨励金制度の設定以降数十年にわたって穀物価格は徐々に低下傾向を辿ってきたが、この価格低下は奨励金の効果として引き起こされたわけではない、という趣旨の主張が記述されている。そして、その理由は、引用文Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを通じて次のように説明される。すなわち、穀物輸出奨励金には穀物の国内価格を引き下げる効果はなく、その反対にこれを引き上げる効果しかないからだ、というのである。ただし、この場合の穀物価格の上昇は穀物以外の原生産物および労働の価格の上昇を伴い、さらに完成製造品の価格の上昇さえも伴うことになるから、この奨励金は大ブリテンで銀の価値を低下させる効果を生じたにすぎなかったと考えるべきだ、というのである。

さて、以上のようなスミスの議論にはひとつ説明不足の点がある。すなわち、引用文Ⅰのなかに記されていた、あの大ブリテンにおける最近数十年にわたる穀物価格の低下傾向はいかなる原因から生じたか、という疑問点である。初版のテキストによる限り、第4編第5章の論述のなかには、この疑問に答える説明はないのである。だが、われわれはこの点についての考察を、本稿の第3節第2項で第3版のテキストの改訂箇所について検討する機会まで保留することにしたい。

3 『国富論』第2・3版の改訂・増補

3.1 第2版の改訂

1776年『国富論』が刊行された時、間もなく論壇で若干の反響があった。⁽⁶⁾だが、当時の反響のなかで、輸出奨励金に対するスミスの批判的所見を取り上げて、これに厳しい論難を加えたのは、T・パウヌルとJ・アンダスンとであった。⁽⁷⁾スミスは『国富論』の第2版を1778年に公刊するにあたって若干の改訂を施したが、この改訂は彼らの論難に応答することを考慮して企てられたものであったようである。しかし、輸出奨励金を論ずる第4編第5章の第2版での改訂箇所を検討してみると、ほとんどの箇所は初版の舌足らずの表現や不用意な言葉遣いを改めることにあてられていて、彼の所論の論旨を変更しようとするものは見当たらないように思われる。

実際、スミス自身も第2版の改訂が初版の所説の基本的論旨を変更するものを含んでいるとは考えていなかった。彼は第2版公刊後の1780年10月26日づけのA・ホルトあて手紙のなかに、次のように書いた。興味深いものだから、長文を引用しておこう。

「私は2年あまり前に、諸国民の富に関する研究の第2版を公刊しましたが、そのなかではなにか一つ重要な変更を加えませんでした。私はかなり多くの改訂を施しましたが、しかし、一般原理や体系の構想にはんの少しでも影響を及ぼすものは一つもありません。……/私は論争を挑んできた人に対しては、誰に対してもなにか直接の回答をするのが適切であるとは思っていません。第2版では、私はパウヌル総督のすべての異議を取り除いたものと思っています。しかし、私は彼がけっして納得していないことを知っています。けれども、著述家というものは、いったん公表してしまうと意見を変えながらないものですから、私はそういうことに驚きはしません。……/アンダスンという名前のきわめて勤勉で実直な人物が改良 *improvements* に関する四折判の名著を出版しました。この著作のなかで、彼は私に対して敬意を表して非常に長い一章を使って穀物輸出奨励金に対する私の異論に応酬しています。拙著初版の第2巻101頁で、私はたまたま、事物の本性は穀物に対して、いかなる人為的の制度も変えることのできない真の価値 *real value* を刻み付けている、と述べました。この表現は確かにゆきすぎでしたが、執筆の最中に思わず筆がすべったものでした。私はむしろ次のように言うべきでした。事物の本性は穀物に対して、その貨幣価格を変えるだけでは、変えることのできない真の価値を刻み付けている、と。この議論に必要なことはそれだけであって、私が真に言おうとしたこともそれだけなのです。アンダスン氏はこの軽率な表現につけこん

注(6) この点については、杉山忠平「同時代の書評について」(経済学史学会編『『国富論』の成立』1976年刊所収)参照。

(7) パウヌルの批判については、杉山、前掲論文、pp.419-20。および野沢敏治「『国富論』の改訂をめぐる問題圏——第2版研究——」(千葉大学『法経研究』14, 1983.) pp.13-8。参照。また、アンダスンの批判については、野沢、前掲論文、pp.24-32。および菊池壮蔵「アンダスン『考察』のスミス批判と『国富論』増訂問題」(早坂忠編『古典派経済学研究Ⅲ』1986年刊所収) pp.189-94; 197-204。参照。

でいるのです。そして氏は、私が拙著のなかの別の数箇所、製造品の真の価格 *real price* を下落させるものは、必ず原生産物の価格を上昇させ、したがって穀物価格を上昇させるということを認めていた点を示して、大いに凱歌をあげているのです。私は第2版でこの不用意な表現を訂正しました。これでアンダスン氏の議論全体を支える土台が取り除かれたと思います。』(『*The Correspondence of A. Smith*, ed. by Mossner & Ross, 2nd Edition, 1987, pp. 250-1.)

この手紙の文面から推測できるように、スミスはパウヌルの批判からはむろんのこと、アンダスンの批判からも、特に学ぶべきものはないと考えたように思われる。スミスにとっては、彼らの批判は、どちらも『国富論』の論旨を正確に理解したうえでの内在的批判ではなく、超越的な信仰告白に類する攻撃であったり、ただ言葉尻をとらえた揚げ足取りに等しい論難でしかなかったように思われたのであろう。だから、スミスとしては、初版のなかの舌足らずの表現や不用意な言葉遣いを改善しさえすれば、それだけで彼らの批判の足場を取り除くことができるにちがいない、と考えることができた。『国富論』第2版の改訂にあたってスミスはこのような方針で改訂作業を遂行したように思われる。第2版の改訂箇所のなかには、初版の立論の論旨を基本的に変更するような改訂は全く含まれていなかったように思われる。

本稿の前節のなかで引用されたいくつかの初版の文章が、第2版でどのように改訂されたかという点のみておくことにしよう。

引用文IVのなかのアンダーラインを施した箇所は、第2版では、前掲ホルトあての手紙に記されたとおり、「事物の本性は穀物に対して、その貨幣価格を変えるだけでは、変えることのできない真の価値を刻み付けている。」と書き改められた。

引用文Ⅲは、前節のなかですでに指摘しておいたように、第2版で次のように改訂された。「奨励金の真の効果は、……銀の真の価値を低下させることである。つまりそれは等量の銀と交換される穀物の分量を減少させるばかりでなく、他のすべての国産の商品の分量を減少させる。なぜなら、穀物の貨幣価格は他のすべての国産の商品の価格を規定するからである。」

この文章のなかの二箇所のアンダーラインが施された「国産の」という語は、第2版で加筆されたものである。不注意な読者や性急な批判者は初版の引用文Ⅲを読んで、スミスが穀物価格の騰落に応じて「他のすべての商品の価格」の騰落が、自国産・他国産の別なく引き起こされると主張しているものと早合点してしまうかもしれない。そういう誤解を排除するためには、スミスは、穀物の国内価格の騰落によって規定されるのは「国産の」商品の価格に限定されるのだ、ということを明示する必要があると考えたのであろう。

この他にも第2版の改訂箇所はいくつかある。⁽⁸⁾しかし、どの改訂も、スミス自身がホルトあての手紙のなかを書いていたように、「なに一つ重要な変更」を加えるものではなかった。

3.2 第3版の改訂・第1論点

第2版が刊行されたのは、1778年であったが、それからしばらく後、スミスは第3版の刊行に備

えて、第4編の重商主義に対する彼自身の批判的所論について本格的な再検討の作業に着手したようであった。彼は1783年5月22日づけの出版業者ストラーンあての手紙のなかに次のように書いた。

「私はこの数箇月の間、〔スコットランド関税監督官としての〕職務のためにひっきりなしに中断されていますが、許すかぎり精を出して仕事をしています。……この〔第3〕版が多分私の生涯を見届けるものになるでしょうから、私はこれを可能なかぎり完全なものに仕上げてあとに残すように決意しなければなりません。」(The Correspondence of A. Smith, op. cit., p. 266.)

第3版〔1784年刊〕の改訂・増補は、主として第4編の諸章のなかに施されたが、輸出奨励金を論評した第5章のなかにも多数の箇所に相当な分量の加筆・補正が施された。それなら、第3版の改訂によって、奨励金に対するスミスの批判的所見の理論内容になにか「重要な変更」が加えられて、彼の「一般的原理や体系の構想」に大きな変化が起こったのだろうか。われわれは本項および次項では二つの加筆箇所を取り上げて、その問題について若干の検討を加えたいと思っている。

第1の大きな加筆箇所は、本稿第2節のなかに掲げた引用文Iの末尾に付加された次の文章である。

「それ〔前世紀の末頃から1764年へかけての穀物の平均価格の漸次的低下傾向〕は、イングランドだけでなく、フランスでも起こっている。だが、フランスでは輸出奨励金がなかっただけでなく、1764年までは穀物輸出が一般的に禁止されていたのである。そういうわけだから、穀物の平均価格のこのような漸次的低下は究極的には、おそらく、輸出奨励金の規制のせいでも、輸出禁止のせいでもなくて、銀の真の価値 real value が知らず知らずのうちに漸次上昇してきたせいであろう。この銀の価値の上昇は、私が本書の第1編〔第11章〕のなかで明らかにしようと努めたところだが、今世紀を通じてヨーロッパ市場全般で引き起こされてきたのである。奨励金が穀物価格を引き下げ

注(8) 本文中に引用しておいた1780年10月のホルトあて手紙のなかに、スミスは「〔アンダスン〕氏は、私が拙著のなかの別の数箇所で、製造品の真の価格 real price を下落させるものは、必ず原生産物の価格を上昇させ、したがって穀物価格を上昇させるということを認めていた点を示して、大いに凱歌をあげています。私は第2版でこの不用意な表現を訂正しました。」と書いていた。ここでスミスが念頭においていた箇所のひとつは、重農主義の批判的検討にあてられた『国富論』第4編の最終章のなかの次の一文であったように思われる。初版のテキストには、こう書かれていた。

「どの国民についても、商業の最大かつ最重要な部門は、……都市の住民と農村の住民との間で営まれる商業である。……これら二つの異なる地域の人々の中で営まれる交易は、結局は、一定量の原生産物と一定量の製造品との交換である。それゆえ、製造品が高価であればあるほど、原生産物はそれだけ安価である。……ある所与の分量の原生産物が、あるいは同じことだが、ある所与の分量の原生産物の価格が、講ずることのできる製造品の分量が少なれば少ないほど、その所与の分量の原生産物の真の価値 real value はそれだけ小さくなる。」(WN, Works, II, p. 686; WN, ed. by Cannan, II, p. 188. ただし、引用文中のアンダー・ラインは引用者の施したもの。)

ここでスミスは、一定量の原生産物と一定量の製造品とが交換されている場合、一方が高価になれば他方は安価にならざるをえないと言いながら、さらにすすんで他方の「真の価値」は低下せざるをえない、と記述してしまったのである。彼は第2版の改訂作業のさいにその誤りに気付いた。そこで、彼は第2版では、この箇所を「真の価値」という「不用意な表現」の代わりに「交換価値 exchangeable value」の語を用いて「訂正」したのであった。

るのに少しでも寄与しうるといふことは、全くありえないように思われる。」(WN, *Works*, II, p. 507; WN, ed. by Cannan, II, p. 9.)

引用文 I の内容については、すでに前節で知ったところだが、初版ではスミスは次のように説いていたにすぎなかった。——輸出奨励金の設定以来、イングランドの穀物価格は次第に低下する傾向を辿ったが、こういう事実があるからといって、奨励金が穀物生産を奨励することによって長期的には穀価を低下させる効果をあげたのだと主張するのは、誤りだ。近年の穀物価格の低下は奨励金があったにもかかわらず起こったのだ。——

初版の議論はこれだけである。ところが、第 3 版で加筆された文章では、次のように説かれている。——前世紀末頃からの穀物価格の低下は、イングランドだけでなく、奨励金の制度が設定されなかったフランスでも起こったことなのだから、奨励金が穀物生産を奨励することによって穀物価格を低下させたとは言えない。穀価の低下は、この当時のヨーロッパ諸国を通じてひろがった銀の価値の上昇にもとづくものと考えべきだ。——

第 3 版でのこのような加筆は、近年の穀物の国内価格の低下傾向が奨励金の効果として起こったものではないというスミスの初版以来の主張の論拠を明示するものであろう。しかし、注意すべき点は、第 3 版で加筆されたこの文章は、第 2 版刊行以後のスミスの新しい研究の成果にもとづいて作成されたものではない、ということである。この文章は、実際には、『国富論』第 1 編第 11 章のなかの「過去 4 世紀を通ずる銀の価値の変動に関する余論」と題する項目のなかで、初版のテキストですでに書かれていた文章の要約・再録されたものにすぎなかったのである。スミスは初版ですでに、第 1 編第 11 章の「余論」のなかに次のように書いていた。

「豊年でも凶年でも、奨励金は穀物価格を、耕作の実状において自然に落ち着くはずの価格水準よりも高く引き上げる。それゆえ、穀物の平均価格が今世紀の初めの 64 年間を通じて、前世紀の終りの 64 年間を通じての価格よりも低かったとすれば、この平均価格は、耕作の状態が同じ場合、奨励金のこのような作用がなければ、なおさら低くなったにちがいない。／しかし、次のように言う人がいるかもしれない。もし奨励金がなければ、耕作の状態は同じにはならないだろう、と。だが、この奨励金の制度がこの国の農業に及ぼした影響がどのようなものであったかという点については、後で、奨励金を詳細に論ずる時に説明することに努めよう。ここではただ、上述のように銀の価値が穀物のそれに比べて上昇したのは、イングランドに特有なことではなかったと述べるだけにしておこう。この銀の穀物に対する価値の上昇は、同じ期間にフランスでも、ほとんど同じ比率で起こった……。しかし、フランスでは 1764 年までは、穀物の輸出が法律によって禁止されていたのである。そうだとすれば、フランスでこの穀物の輸出禁止にもかかわらず起こったのとほとんど同じ穀物価格の低下が、イングランドでは輸出に対する並外れた奨励のおかげで起こったと考えるのは、いささか無理である。」(WN, *Works*, II, p. 216; WN, ed. by Cannan, I, pp. 197-8.)

この一文を読めば直ちに分かるように、スミスが初版で引用文 I を書いて、奨励金設定以降の穀物価格の低下は奨励金の作用の効果とみるべきではないと主張した時、彼は穀価を低下させたもの

は当時のヨーロッパ諸国の銀の価値の上昇にはかならないと考えていたのであった。しかし、初版では、こういう議論は第1編第11章の「余論」のなかで展開されていただけであって、第4編第5章のなかでは記述されていなかったから、初版の読者のなかには、引用文Iを読んで、スミスの主張はなんの論証にも支えられない独断と偏見にもとづく謬見だと思ひ込むような不注意な人がいたかもしれない。おそらくスミスは第3版のための改訂の作業中に、引用文Iが説明不足の欠点をもつことに気付いたのであろう。そこで、彼は第3版では、論述重複という冗長をおかすけれども、引用文Iの末尾に、第1編第11章の「余論」のなかの前掲引用文の論旨を要約・再録しておくことが読者の誤解を防ぐための適切な処置にちがいないと考えたのであろう。⁽⁹⁾

ところで、この「余論」からの前掲引用文のなかには、英・仏両国の18世紀の穀物の平均価格は前世紀のそれよりも低かったが、そのわけは、前世紀から今世紀へかけて「銀の価値が穀物のそれに比べて上昇した」からだ、という趣旨のことが書かれていた。それなら、なぜスミスは今世紀における穀物価格の低下を、農業生産力の上昇による穀物の「真の価値」の低下の結果とはみなさないで、その逆に銀の「真の価値」の上昇の結果とみなしたのだろうか。スミスは同じ「余論」のなかで、この疑問に対して次のように答えていた。

「穀物の平均貨幣価格のこの変動は、穀物の真の平均価値 *real average value* のなにほどかの低下の結果とみなすよりも、むしろヨーロッパ市場における銀の真の価値 *real value* のいくらかの漸次的上昇の結果とみなすほうが、おそらくはより適切であろう。すでに指摘したことだが、遠く隔たった期間については、穀物は銀よりも、また多分その他のいかなる商品よりもいっそう正確な価値の尺度である。アメリカの豊かな鉱山の発見の後に、穀物が以前の貨幣価格の3倍ないし4倍に上昇した時、この変化は例外なく、穀物の真の価値の上昇のせいではなく、銀の真の価値の低下のせいだとされた。だから、もし今世紀の初めの64年間に穀物の平均貨幣価格が前世紀の大部分の期間においてよりもいくらか低下したのだとすれば、われわれはこの変化を、同じように、穀物の真の価値のなにほどかの低下のせいではなく、ヨーロッパ市場における銀の真の価値のいくらかの上昇のせいにすべきであろう。」(WN, *Works*, II, pp. 216-7; WN, ed. by Cannan, I, p. 198.)

ここでもスミスは、彼が第1編第5章で論述した価値尺度論に立脚して推論しているようである。——一定量の「労働」商品はいつでもどこでも価値不変である。だから、さまざまな商品の「真の価値」は、その商品の支配労働量で測定されなければならない。そこで、過去のさまざまな時期の

注(9) 本論の以上のような考察から明らかなように、『国富論』第1編第11章のなかの「銀の価値の変動に関する余論」の論述のなかには、穀物輸出奨励金の効果についての考察と密接にかかわる論点が提出されていた。こういう点については、すでに野沢氏が氏の前掲論文のなかで、示唆的に指摘しておられる。(cf. 野沢, 前掲論文, pp. 48-9.) また、やはり同じ観点から、この「余論」の内容を詳細に検討したものとしては、渡辺邦博氏の『『国富論』第1編第11章第3節の『銀の価値の変動にかんする余論』について』(大阪市大『経済学雑誌』83-6, 1983.) さらに、穀物奨励金に対するスミスの論評を考察するにあたって、これを第1編第11章の「余論」の論述と関連づけて分析した興味深い研究成果としては、新村氏の前掲論文 (cf. pp. 156-63.) および渡辺恵一氏の「穀物法論争とスミス地代論」(cf. 『京都学園大学論集』16-4, 1988, pp. 45-6.) をあげることができる。

諸商品の価値を正確に知るためには、それぞれの時期の各種商品の価格と「労働の時価」とを調べて、それら商品の支配労働量の歴史的変動を明らかにしなければならない。ところが、この作業には重大な障害がある。「遠く隔たった時期と場所とでは、労働の時価 *current prices of labour* がある程度正確にわかることは、めったにありえない。」(WN, *Works*, II, p. 56; WN, ed. by Cannan, I, p. 40.) そこで、われわれはある世紀から次の世紀へかけて、といったような長期間の諸商品の価値の変動を明らかにするためには、「労働」を尺度に選ぶわけにはゆかず、次善の価値尺度として穀物を選ぶほかない。なぜ穀物を選ぶのか、といえ、遠く隔たった期間については、一定量の穀物は市場で、その他いかなる商品や金銀よりもはるかに近似的に同一量の「労働」を支配するであろうから、長期については穀物の「真の価値」はほぼ不変を維持している、ということが出来るからである。したがって、前世紀よりも今世紀のほうが穀物価格が低いのだとすれば、それはこの期間に銀の価値が上昇したことによるのだと考えるのが妥当なのである。——

それなら、スミスは前世紀から今世紀へかけていかなる原因が銀の価値を上昇させたと考えたのだろうか。彼は第1編第11章の同じ「余論」のなかで、次のような所見を述べている。——銀の価値を上昇させた第1の原因は、ヨーロッパ諸国、とりわけイングランド・オランダ・フランス・ドイツにおける農業や製造業の発展がそれらの生産物を流通させるための銀貨の量の漸次的増加を必要とさせ、またこれらの国々の富裕な人々の数の増大が銀器その他の銀装飾品の需要を増加させたことである。第2の原因は、アメリカにおけるイギリス領植民地の農業および製造業の急速な発展が銀の需要を増加させ、さらにスペイン領およびポルトガル領植民地の産業の発展もまた銀の需要を増加させたことである。第3の原因は、ヨーロッパ諸国民が営む東インド貿易の拡大が銀の需要を増加させたことである。というのは、東インド諸地域では食物および労働の低価格のため物価水準が著しく低かったので、当時のヨーロッパ諸国民にとってはこれらの地域との貿易を営むのに最も有利な商品は銀であったからである。(cf. WN, *Works*, II, pp. 220-5; WN, ed. by Cannan, I, pp. 202-7.) ——

つまり、スミスによれば、16世紀以来アメリカで産出される豊富な銀のヨーロッパ市場への流入は増加しつづけているけれども、ヨーロッパ市場では前世紀末から今世紀へかけてこういう銀の供給増加を上回るような銀の需要増加が起こったため、銀の価値が上昇することになったというのである。だから、大ブリテンで前世紀から今世紀へかけて穀物価格が低下したのは、穀物の「真の価値」の低下によるものとみるべきではなく、逆に銀の価値が上昇したことの結果とみるべきだ、と彼は主張したのである。

スミスは『国富論』第1編第11章の「余論」のなかでは、初版のテキストでも、このように立論していた。したがって、第4編第5章の穀物輸出奨励金に関する論述は、第1編第11章の「余論」のこういう所見を前提にして展開されたものとみなされなければならなかったのである。

3.3 第3版の改訂・第2論点

スミスの輸出奨励金批判の論述のなかで第3版で大幅に書き加えられた第2の箇所は、第3版で初めて提出された新しい所見を含んでいて、この所見は第4編第5章のなかで記述されただけではなく、第3版で新たに増補された第4編第8章のなかでも再述されている。それなら、第3版でスミスによって初めて提出された新しい所見とは、どういう内容をもっているのか。以下、その点について考察してみよう。

すでにこれまでの考察で明らかになったように、スミスは『国富論』第1・2版では、国産商品一般の輸出奨励金に対しては次のような批判を加えていた。——ある国産商品に対する奨励金は、その商品を製造・販売する商業・製造業部門の育成に貢献して、それらの産業部門の拡張と発展とに寄与するけれども、そのためにそれ以外の産業部門から資本が引き抜かれるため、これらの部門の繁栄は大いに妨げられる。そのうえ、奨励金が与えられて初めて輸出が可能となるような産業部門は、奨励金の制度がなくて自由競争経済のもとにおかれているかぎりには、とうてい平均利潤をあげることのできない部門であるにちがいないから、このような産業部門を人為的方策によって奨励することは、その社会の自然的産業構造を歪めることになり、この国の資本の配分方法を劣悪化させることになる、というべきである。——

スミスは『国富論』第3版では、第1・2版のこのような輸出奨励金に対する批判的所見に加えて新たに次のような批判的所論を提示した。第3版で新たに増補された「重商主義の結論」と題する第4編第8章のなかには、次のような一文が記されていた。

引用文V「若干の生産物の輸出に対して奨励金が与えられているのは、全くその生産者の利益のためなのである。国内の消費者は、第一には、この奨励金を支払うために必要な租税を納めなければならないし、第二には、国内市場におけるその商品の価格の高騰から必然的に起こるはずの、さらにいっそう重い租税を納めなければならない。」(WN, *Works*, II, p. 661; WN, ed. by Cannan, II, p. 159.)

引用文Vによると、ある国産品に対する輸出奨励金は、当該商品の国外市場の拡大に役立つけれども、政府が奨励金を交付するためにはそれだけ国民に対する租税の賦課は重くならざるをえない。だが、国民は租税の増加を負担しなければならなくなるだけではなく、奨励金の交付を受けたこの国産品が奨励金によって輸出を促進されたために、当該商品が国内市場でそれだけ供給不足になって、価格の高騰を招き、消費者としての国民の負担を増加させるから、この国の国内市場はこの輸出奨励策のために縮小するという結果を生ずるといのであろう。

ところで、第4編第5章のなかの、第3版の加筆箇所にも、この引用文Vと類似した趣旨の文章が見出だされる。ただし、その加筆箇所は第5章の後半の穀物輸出奨励金の効果が検討されている論述のなかに見出だされるから、この加筆された内容は、引用文Vのそれとはいくらか違っている。そこで、この文章を引用文VIとして掲げることにするが、あまりに長文のものであるから、途中かなりの省略を施さざるをえない。

引用文VI「私見によれば、奨励金によってどれほど〔わが国産の穀物の〕国外市場を拡張しうるにしても、それは、どの年についても、すべて国内市場を犠牲にして達成されるにちがいない。奨励金によって輸出される穀物は、すべて奨励金がなければ輸出されなかったものだろうから、奨励金がない場合には、穀物は国内市場にとどまって消費量を増大させ、穀物価格を低下させたことだろう。穀物輸出奨励金も、他のあらゆる輸出奨励金と同様に、国民に二つの種類の租税を賦課するものだということが指摘されなければならない。すなわち、第一は、奨励金を交付するために国民が納めなければならぬ租税であるが、第二は、国内市場における穀物の価格騰貴から由来する租税であって、この租税は、国民全員が穀物の消費者であるため、この特定の商品の場合には、国民全員が支払わなければならぬ租税である。それゆえ、この特定の商品の場合には、二つの種類の租税のうち、第二の租税のほうがはるかに重い。……生活必需品の第一位のものに対するきわめて重い租税は、労働貧民の生活資料を削減するか、彼らの生活資料の貨幣価格の騰貴に比例して、彼らの貨幣賃金をいくらか上昇させるか、いずれかするにちがいない。このような重税は、それが前者の仕方で作作用するかぎりでは、労働貧民が彼らの子供を養育し教育を与える能力を低下させ、それだけその国の人口を抑制する傾向があるにちがいない。後者の仕方で作作用するかぎりでは、この租税は貧民を雇用する者の雇用能力を、穀物輸出奨励金がない場合の彼らの雇用能力よりも低減させるにちがいないし、それだけその国の産業を抑制する傾向があるにちがいない。それゆえ、奨励金によって引き起こされる穀物の異常に多量の輸出は、どの年にも、外国市場と外国の消費量とを拡張するのとまさに同じだけ国内市場と国内の消費量とを縮小するばかりでなく、その国の人口と産業とを抑制することによって、結局のところ、国内市場の漸次的拡張を妨げ抑制する傾向があり、そのため長期的には、穀物の市場全体と消費量とを増大させるどころか、むしろ減少させる傾向がある。」(WN, *Works*, II, pp. 508-9, WN, ed. by Cannan, II, pp. 10-1.)

ところで、すでに述べたように、スミスは第1・2版のテキストでは、穀物輸出奨励金の制度を穀物の国内価格の吊り上げによって自国の穀物生産の振興に役立つ制度だとみなしてきた重商主義の見解に対して、引用文IIに記されたような批判的所見を提出していた。引用文IIによれば、穀物奨励金による穀物の国内価格の吊上げは、けっして穀物の製造品に対する相対価格を引き上げるわけではないし、また一定量の穀物の支配労働量を増大させるわけでもないのだから、奨励金による穀物価格の上昇はけっして穀物の「真の価値」の上昇にはならず、したがって、穀物生産を振興するものでもない、というのであった。スミスはこの見解を後続諸版でも保持しつづけたから、引用文IIは第3版のテキストにもそのまま再録されている⁽¹⁰⁾。だが、第3版のテキストで初めて記述された引用文VIは、引用文IIの直前の箇所に挿入されたものであった。そこで、以下に引用文VIの内容を検討しておこう。

注(10) ただし、第3版では、この引用文IIの末尾に次のような加筆が施されている。「そして、この制度が人民全体に賦課する租税は、これを支払う者にとってはきわめて重い負担になるだろうが、奨励金を受け取る人々にとってはほとんどなんの利益にもならないだろう。」(WN, *Works*, II, p. 509; WN, ed. by Cannan, II, p. 11.)

引用文VIの冒頭の部分は、引用文Vと全く同一趣旨の文章とみてよいだろう。すなわち、その文意はこうであろう。——国産穀物の輸出奨励金は穀物の国外市場の拡大に貢献するけれども、それは国内市場を犠牲にして達成されるものであるにすぎない。奨励金をまかなうためには、それだけ国民の租税負担は増大せざるをえないであろうし、奨励金によって促進される穀物輸出の増大は、国産穀物の国内市場への供給量を減少させることになるから、穀物の国内価格はそれだけ高騰して消費者としての国民の生活を圧迫するだろう。つまり、奨励金は国民に二重の租税を負担させるのであって、それだけ国内市場を狭隘ならしめるものだ。——

以上は引用文VIの前段を約説したものである。この約説が大過ないものだとすれば、それは引用文Vと全く同じ趣旨のものとしてよいだろう。そうだとすると、この議論は穀物・製造品の別なしに輸出奨励金一般に共通して妥当する議論として、スミスによって提出されていた、と考えてよいだろう。しかし、引用文VIのほうは、後続の文章で、穀物輸出奨励金に特有の効果を論述している。引用文VIの後段では、次のような趣旨のことが主張されている。

——奨励金による国産穀物の国外市場の拡大は、国内市場に供給される穀物量を減少させるから、穀物の国内価格を上昇させるという結果になる。だが、穀物は「生活必需品の第一位」を占める商品だから、穀物価格の上昇は、労働貧民の生活水準の低下を強制するか、あるいは貨幣賃金の上昇を引き起こすか、いずれかの結果を生ずる。前者の結果が生ずる場合には、その国の人口増加は抑制され、穀物の国内需要は減少せざるをえないことになる。また、後者の結果が生ずる場合には、穀物価格の上昇は、製造業者や農業者の雇用能力を低下させ、それだけ国内の産業の発展を妨げる。こうしてみると、奨励金による穀物の輸出の増進は、その国の人口増加を妨げたり、国内産業を抑制したりすることによって、それだけ穀物に対する国内需要を削減する傾向がある。したがって、奨励金の制度は、けっして穀物の国内生産を振興することにはならない。——

さて、われわれはこれまでのところで、スミスが『国富論』第3版で、第4編第5章のなかに施した改訂・増補箇所のうち二つの加筆箇所について検討を加えてきた。その結果、われわれは『国富論』初版で提出された輸出奨励金の効果に関する彼の評価が、第3版でも基本的には変更されなかったということを確認することができたが、それとともに、第3版ではスミスが、初版で提出した彼の見解を彫琢して再録しただけではなく、新たに奨励金批判の一論点を追加したということを知ることができた。

第3版初出の奨励金批判の一論点とは、すでに明らかにしたように、奨励金が国民経済に及ぼす効果を正確に明らかにするためには、奨励金の財源として求められた租税の増徴分が及ぼす諸効果についての斟酌が必要だということであった。すなわち、奨励金が国産商品の販路に及ぼす効果について考える場合にも、その国外市場拡大効果をもっぱら強調する重商主義の学説は、奨励金の財源として増徴された租税の及ぼす国内市場縮小効果を見落としている点で一面的な評価という誇りを免れない、というのである。

ところが、スミスは第3版では、この版で初めて提出したこの批判的所見を彼の輸出奨励金批判

の核的主張として位置づけようとしたように思われる。というのは、第3版では、彼が彼の重商主義論全体を総括するために初めて増補した「重商主義の結論」と題する第4編第8章のなかで、重商主義政策の一環としての輸出奨励金制度に対する彼の論評の要点を記述した時、彼はさきほどの引用文Vを、しかも引用文Vだけを掲げたのだからである。

本稿を閉じるにあたって、一言だけ付言しなければならない。第3版でスマスが第4編第5章のなかに加筆・増補した箇所は、上記二箇所のはかにもいくつかあるが、改訂として重要視されなければならぬ箇所は、スコットランド鯨漁業に対する奨励金の効果についての論評の増補である。しかし、この加筆箇所については、すでに同学のすぐれた研究成果があるから、本稿では取り上げない。⁽¹¹⁾

(関東学院大学経済学部教授)

注(11) この論点については、野沢氏の「スマス自由貿易論と諸国民の富——第3版研究——」千葉大学『法経研究』17, 1985.) pp.92-8. を参照されたい。